

教育データ利活用に関する調査研究等
委託要項

令和8年1月30日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

子供たちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進する GIGA スクール構想を中心に、教育 DX の一層の加速を図る必要がある。このため、教育 DX に係る環境整備や教育データに係る基礎的な取組を着実に推進するとともに、教育データ利活用などの各種事業を相乗的・相補的に実施することにより、我が国全体の教育 DX を強力に推進する。

2. 委託業務の内容

以下（１）～（６）の業務を行う。具体的な内容は、仕様書等において別途定める。

（１）文部科学省 CBT システム（MEXCBT）の改善・活用推進事業

児童生徒がオンライン上で学習やアセスメントができる公的 CBT プラットフォームである MEXCBT の運用を行うとともに、更なる機能開発・拡充、利便性向上により、全国学力・学習状況調査、地方自治体独自の学力調査の CBT 化促進等に向けて必要な機能の拡充等を実施する。

（２）校務 DX 等加速化事業

時間外在校等時間縮減に有効的な手段である「今の環境でできる校務 DX」と「環境整備を伴う校務 DX」を両輪とし、校務 DX を通じた働き方改革を推進する。また、校務 DX の実現に当たっては、個人情報データの適正な取扱いや情報セキュリティ対策が大前提であることから、各教育委員会が個人情報保護法等を遵守した適正な個人情報の取り扱いや適切な情報セキュリティ対策を講じることができるよう「教育データ利活用に係る留意事項」や「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の論点整理等を実施する。

（３）デジタル学習基盤の在り方等に係る調査研究

GIGA スクール構想で整備された端末の調達・活用状況を検証するとともに、これまでの調査研究等を踏まえてそれらの結果から得られた知見や各種調査研究の成果等を集約し、デジタル学習基盤の在り方を検討する。

（４）教育データの標準化推進事業

全国の学校・教育委員会で共通に利活用が必要な教育データについて標準の策定を進めるとともに、社会実装を見据えたユースケースの検証・創出及び「文部科学省教育データ標準」の普及啓発を行う。また、策定済みの「文部科学省教育データ標準」のメンテナンス及び今後の更新等の在り方の検討を実施する。

(5) 教育データの相互運用標準モデル策定事業

教育データの利活用を推進するため、「初等中等教育におけるシステム間連携のための相互運用標準モデル」の改定等の教育データの相互運用性を確保・推進するための調査研究を実施する。

(6) 教育データ利活用の加速化に向けた実証研究・伴走支援等

教育データ利活用の目的設定から環境の構築、データの収集、データの活用、効果検証までの一連のプロセスを実証する。実証から得られたノウハウをまとめ、教育データを利活用していくまでのステップについて解説した「今からはじめる！NEXT GIGA 教育データ利活用のステップ（8版）」に反映し、横展開を図ることにより、教育データの利活用を推進する。

3. 委託先

委託先は、本事業の内容を的確に実施できる法人

4. 委託期間

原則として契約を締結した日から契約満了日までとする。ただし、仕様書等に別途定めがある場合は、この限りではない。

5. 委託手続

- (1) 委託を受けようとする事業者等は、仕様書等で別途定める業務計画書等を文部科学省に提出すること。
- (2) 文部科学省は、上記(1)により提出された各業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、事業者等に対し、別添の委託事業事務処理要領等に基づき、業務を委託する。また、必要に応じて当該計画等の見直しを求めることができる。

6. 委託費

- (1) 文部科学省は、予算の範囲内で業務の実施に要する経費（設備備品費、人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、保険料、消費税相当額）、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文部科学省は、委託費を、額の確定後、委託先の請求により支払うものとする。ただ

し、委託先が業務の完了前に必要な経費の支払を受けようとし、文部科学省が必要であると認めるときは、契約額の全部又は一部を概算払するものとする。

- (3) 契約締結及び支払を行う場合には、国の契約締結及び支払に関する規定の趣旨に従い、経費の効率的な使用に努めることとする。
- (4) 実施過程において、各業務計画の内容を変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各業務計画のうち経費のみを変更する場合で、契約額の総額に影響を及ぼさず、経費区分間で増減する額が委託費の20%を超えない場合についてはこの限りではない。
- (5) 委託費の収入及び支出に当たっては、帳簿を備え、領収書等の支払を証する書類等を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、業務を実施した翌年度から5年間保存する。
- (6) 文部科学省は、委託先が本契約及び要項等に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、又は業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 本委託業務の全部を、第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。
- (2) 本委託業務のうち、再委託することが業務を実施する上で合理的であると認めるものについては、本業務の一部を再委託することができる。
- (3) 業務の一部を再委託しようとする場合は、「再委託に関する事項」を記載の上、文部科学省に提出し、承認を受けることとする。再委託の承認後、再委託の相手方の変更等に変更が生じた場合も同様とする。
- (4) 再委託先は、再委託を受けた業務を第三者に委託（再々委託）することはできない。

8. 業務完了（廃止等）の報告

- (1) 委託先は、業務が完了したとき、廃止又は解除（以下「廃止等」という。）の承認を受けたときは、業務完了（廃止等）報告書等を作成し、業務が完了した日又は廃止等の承認を受けた日から10日を経過した日、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、支出を証する書類の写しとともに、文部科学省に提出するものとする。
- (2) 文部科学省は、業務の成果普及等のため、上記（1）の業務完了（廃止等）報告書のほか、業務の事例の提供や、成果の報告等を求めることができる。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文部科学省は、上記 8. (1) により提出された各業務完了（廃止等）報告書について、検査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託先へ通知するものとする。
- (2) 上記 (1) の確定額は、委託業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. 書類の保存

委託先は、委託費に係る収入及び支出を明らかにする帳簿を備え、文部科学省の請求があったときは、いつでも提出できるよう収入及び支出の事実を明らかにした領収書その他の関係証拠書類とともに、本業務を実施した翌年度から 5 年間整理保存するものとする。なお、請求書等の保管についてはインボイス制度を踏まえ、適切に対応すること。

11. 著作権等

- (1) 委託先は、業務により発生した権利がある場合には、原則として本業務完了後速やかに文部科学省に帰属させるものとする。
- (2) (1) の規定にかかわらず、文部科学省が必要と認めたときは、委託先は無償で文部科学省及びその他教育機関が使用することを許諾するものとする。

12. その他

- (1) 文部科学省は、委託先における業務の内容が当該業務の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正処置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 文部科学省は、業務の実施に当たり、委託先の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文部科学省は、必要に応じ、業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託先は、業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項に定める事項のほか、業務の実施に当たり必要な事項については、別途定める。